

日本学術会議の独立性を侵害する法人化法案の撤回を求める声明

2025年3月7日

日本私大教連中央執行委員会

1. 政府は、今通常国会に「日本学術会議法案（仮称）」を提出しようとしている。この法案は、日本学術会議の職務の独立性や会員選考など運営の自主性を定めた現行の日本学術会議法を廃止し、日本学術会議を「特殊法人」として設立することを目的としている。

改正案の概要によれば、内閣総理大臣が法人の「監事」を任命する、会員選考では会員以外の者で構成される「会員候補者選定助言委員会」の意見を聴く、6年間の「中期的な活動計画」および年度ごとの実績を、内閣府に置かれ内閣総理大臣が任命する「評価委員会」が評価する、等とされている。これらの枠組みにより、日本学術会議の独立性、自主性を奪い、日本学術会議の活動を政府の統制下におこうとするものである。

2. 法人化の議論は、2015年に「日本学術会議の新たな展望を考える有識者会議（内閣府科学技術政策担当大臣が設置）」が、その報告「日本学術会議の今後の展望について」において、「国の機関でありつつ法律上独立性が担保されており、かつ、政府に対して勧告を行う権限を有している現在の制度は、日本学術会議に期待される機能に照らして相応しいものであり、これを変える積極的な理由は見出しにくい」と結論づけており、すでに決着がついている。

一方、2020年10月1日から、日本学術会議第25期および第26期の6年間の任期とする会員候補者6名について、任命が行われないという違法状態が続いてきた。これについては現在、その違法性を確認するとともに理由となる情報を公開することを求める裁判が、東京地方裁判所に係属中である。

こうした経緯をみれば、今回の新法制定による日本学術会議法人化は、理由を説明することができない任命拒否の不当性を覆い隠すことに、そのねらいがあることは明らかである。

3. 日本学術会議は、「科学が文化国家の基礎であるという確信に立つて、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命」（日本学術会議法前文）として設置された組織である。すべての学問が戦争へと総動員された戦前の学術体制に対する戒めとして、独立性、自主性を確保する仕組みが、1948年制定の日本学術会議法に定められている。その法的基礎のうえで、日本学術会議は75年にわたり、さまざまな成果を示し、発展を遂げてきた。学術は真理の探究と人類の平和・福祉の向上に貢献するものであり、学術のもつ普遍的な価値や国際性は、ときの政権からの独立性、自主性がなければ発揮できない。

私たちは政府に対し、日本学術会議の独立性・自主性、憲法が保障する学問の自由を侵害する企てをやめ、日本学術会議を特殊法人化する法案を撤回するよう強く求める。また、改めて、6名の会員任命および任命がこれまで行われなかった理由の開示を求めるものである。